

大阪府監査委員告示第18号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月6日

大阪府監査委員	京極	俊明
同	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫

（通知文）

財第1314号
平成20年5月16日

大阪府監査委員	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	大島	章	様
同	中村	哲之助	様
同	磯部	洋	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<決裁遅延について>

- 1 監査対象機関
北部流域下水道事務所
- 2 指摘事項
歳出関係

公用車の車検・修理、機器の保守・修理等に係る事務手続において、業務実施日や契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置状況

当該起案・決裁の遅れについて、契約担当者及びその監督者から事情を聴取するとともに、契約事務の重要性を再認識させるため、所属長から契約担当職員等に対して、経費支出事務に関する適正な手続について注意を行い、一層の周知徹底を図りました。

なお、平成19年度以降においては、指摘事項のような会計処理はありませんが、今後も定期的に研修を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

送水管理センター

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、自宅から勤務公署までの距離を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

3 措置の状況

通勤手当の過払いについては、給与の訂正基準に基づき、通勤認定履歴の修正を行い、正しい支給額に変更するとともに、過年度支出分は戻入手続を行い、平成20年3月14日に収納し、当年度支出分は同年3月の給与より支給額の調整（過払い相当額の減額）を行いました。

今後は、このようなことがないよう、通勤手当の認定に当たっては、関係条例・規則の規定に則り適正な認定事務に努めます。

<物品の管理事務について>

1 監査対象機関

岸和田土木事務所

2 指摘事項

物品関係

物品の不用決定手続において、物品の処分後に不用決定の起案・決裁が行われていたものがあった。また、備品台帳登載の備品のうち、所在の明らかでないものがあった。

3 措置状況

（不用決定手続について）

指摘のあった不用決定手続については、大阪府財務規則に違反するものであったことを所内会議で報告するとともに、担当グループに対して適正な手続を行うよう指導するなど、所属内に周知徹底を図りました。

今後、かかることのないよう、適正な事務処理の徹底に努めます。

（所在の明らかでない備品について）

備品台帳に登載された備品のうち、所在が明らかでなかった20点については、所内会議での周知や調査チームを組織するなど、聞き取り調査を含め徹底した調査を行った結果、雨量計等12点の所在を確認し、うち6点は故障により使用不能であることを併せて確認しました。

また、残りのカンツール下水管清掃機等8点については、使用不能により既に現物は処分されているものの、その際、出納簿からの抹消手続きがなされていなかったことを確認しました。このため、上記の6点とともに不用決定処理を行いました。

今後は、所内での物品管理の徹底を図るとともに、大阪府財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。

<大阪府消費者保護条例における自主行動基準について>

1 監査対象機関

消費生活センター

2 委員意見

大阪府消費者保護条例において、事業者・事業者団体が自主行動基準を届出・公示する制度を全国で初めて発足させたが、施行後1年が経過した現在、公示済及び届出は数件にとどまっている状況である。

事業者と消費者の信頼関係の構築を目的とする本制度の周知を図るとともに、府が作成したモデル自主行動基準を活用し、届出の促進を図られたい。（平成18年度）

3 措置の状況

大阪府消費者保護条例に基づく自主行動基準の届出を促進するため、ハンドブックを作成して事業者団体等に配布し、事業者に対して本制度の周知を依頼するとともに、事業者向け説明会等で周知を図りました。

また、住宅リフォーム事業者・団体に対して、大阪府住宅リフォームマイスター事業者・団体としての指定・登録に際して、モデル自主行動基準をもとにした自主行動基準の届出を義務付けました。

これらの結果、19事業者団体、132事業者の自主行動基準を公示し、その他42事業者（団体）から届出、相談を受けることとなりました。

（平成20年3月31日現在）

今後も、消費者と関連が深い事業者に対して、積極的に働きかけます。

<障害者扶養共済制度掛金の収納促進について>

1 監査対象機関

健康福祉部（障害保健福祉室）

2 委員意見

障害者扶養共済制度掛金の過年度未済分に係る収納率は低い状況にあるため、早期に、収納促進に努められたい。また、脱退者に係る未済分については、早急に回収努力するとともに、債権整理の方策を検討されたい。（平成15年度）

3 措置の状況

平成16年度から専任の嘱託員により、個別に滞納者への過年度掛金未済分の電話や文書による督促、加入継続の意思確認も含めた納入指導を行い、過年度掛金回収額7,648,450円（平成16年4月から平成20年2月時点まで）を回収できました。

<母子寡婦福祉資金の収入未済額について>

1 監査対象機関

健康福祉部（児童家庭室）

2 委員意見

母子寡婦福祉資金に係る収入未済額については、年々増加しており、中でも未済額全体の85%を占める過年度分の償還率が著しく低い状況にある。

現年度未償還者については、早期に、実情に見合った返済計画等の償還指導を行うことにより、償還率の向上に一層努められたい。一方、長期滞納者に対しては、その要因を確認の上、償還促進に努めるとともに、本人死亡や生活困窮等、償還不能により時効が成立しうる場合等については、法令の規定に基づき、早急に債権整理の方策を検討されたい。（平成15年度）

3 措置の状況

（長期滞納者に対する償還促進について）

長期滞納者も含め、滞納者本人及び連帯保証人に対して送付する「催告状」とあわせ、「返済意思が見られない滞納者に対しては、順次、簡易裁判所に対する支払督促の申立ての準備に入る」旨の文書を平成19年12月に送付し、償還を促しました。（送付件数は、滞納者本人及び連帯保証人あわせて4,742件。）

また、滞納額が多く、一定期間入金が見られない悪質と思われる滞納者として23人を選定のうえ、支払督促制度の活用を視野に入れた厳しい内容の配達証明付督促状を平成19年6月に送付し、12人が償還を開始しました。（なお、23人中、1名は、後に自己破産手続を開始。）

（償還不能の場合の債権整理について）

償還指導の実績を積み、償還率を改善させ、債権整理について府民の理解を得ていきます。また、長期滞納者から時効の援用があった場合には、「大阪府債権管理適正化指針」に沿って、今後、適切に不納欠損処理を行います。

<児童福祉費負担金の徴収に係る事務の取扱について>

1 監査対象機関

吹田子ども家庭センター

2 委員意見

児童福祉費負担金の徴収にかかる事務は、従来中央子ども家庭センターで一元的に行われていたが、平成18年度から各子ども家庭センターで行うこととなった。当該負担金が収入未済となりやすい要因を内包していることから、子ども家庭センターの主要な業務である家庭支援等への影響を考慮した上で、その徴収については、取扱指針を定める等、適正かつ効果的な催告方法について検討されたい。（なお、この意見は健康福祉部に係る意見ともする。）（平成18年度）

3 措置の状況

（児童福祉費負担金の徴収にかかる事務について）

平成18年度末（平成19年3月）に「取扱指針」を定め、平成19年7月以降以下の取組を行っています。

- (1) 滞納発生の防止を図るため、
 - ア 新規措置時に負担金についての指導・説明を徹底しました。
 - イ 負担金額の決定を行うための階層区分の早期認定に努めました。
 - ウ 納入通知書の早期送付のため、平成20年1月措置分より発送を段階的に早め、3月措置分からは、4月10日までに発送することにより月末納期限とし、早期対応を促進することとしました。
- (2) 未納となった債権を管理するため、
 - ア 滞納となった債権について、「滞納者整理票」を作成して滞納状況を把握しました。
 - イ 滞納者に対する催告状については、従来までは年1回の送付でしたが、平成19年度からは、年2回送付することとしました。

<管理運営委託料の執行に係る調査について>

1 監査対象機関

健康福祉部（医務・福祉指導室医療対策課）

2 委員意見

旧大阪府立千里救命救急センターの管理運営委託において、医療行為に用いる医薬品の使用期限前の廃棄等が疑われる事実が判明したことから、大阪府救命救急センター管理運営委託料調査委員会を設置し調査中であるが、早期に調査結果を取りまとめるとともに、調査結果に基づき適切な措置を講じられたい。（平成19年度）

3 措置の状況

平成19年9月28日、調査委員会から「センターにおいて薬品過剰購入等が認められ、適正使用の範囲を超えたと見られる分は、委託料の過払いとして府は返還を求めるべき」との結果報告書が府に提出され、府として、この調査結果を踏まえ、当時の運営委託先であった財団法人大阪府保健医療財団に対し、平成13年度から17年度までに係る過剰購入に相当する額を平成20年2月に同年3月3日を納期限として請求をしました。

この通知に対し、当財団から最終的な返還計画を付して一部について履行延期申請があったので、現在分割納付させており、平成20年度内に全額納入の見込みです。

<収入未済について>

1 監査対象機関

健康福祉部（旧身体障害者福祉センター）

2 委員意見

旧身体障害者福祉センターの利用に係る自己負担金で、収入未済となっているものについては、適正な管理に努められたい。（平成19年度）

3 措置の状況

平成19年7月末時点の収入未済49件（1,633,672円）のうち、20件（149,680円）について収入しました。他29件についても、各債務者に連

絡をとって督促を行い、収入に努めました。これら29件の収入未済については、今後適正に管理します。

<限度工期の適用を拡大するなど工期の短縮等について>

1 監査対象機関

南河内農と緑の総合事務所

2 委員意見

南河内農と緑の総合事務所所管工事の入札結果については、くじを除く落札率が依然として高く、その約8割が95%を超えており、一般競争入札の適用範囲の拡大、入札参加者数の確保、入札留保条件の設定など、更なる制度の改善を本庁と一体となって進め、より適正な運用を図られたい。

また、事業が長期化し、その効率性が懸念されるため、事業の重点化や国が示した「限度工期」の適用を拡大するなど、工期の短縮と経費節減に努められたい。(なお、この意見は環境農林水産部に係る意見ともする。)(平成15年度)

3 措置の状況

措置した機関：大阪府環境農林水産部（農政室）

農空間整備事業の実施においては国が示す「限度工期」の考え方を踏まえ、所定工期内の事業完了に向け進行管理に努めるとともに、工期内完了が見込めない場合は、緊急性の高い箇所を限定実施するなどの事業内容の見直しに取り組み、事業費の削減等を図りました。

土地改良事業では農村総合整備事業「陶器北地区」外4地区、農地防災事業では府営ため池等整備事業「貝塚地区」外12地区が、平成19年度をもって完了しました。(完了地区の平均限度工期5.3年、平均所要工期5.2年)

また、府営いきいき水路モデル事業「高槻東部地区」において、緊急性等の観点から防災施設整備に重点化して事業内容を見直しており、平成20年度に完了するよう工期を短縮し、事業費の縮減を図りたい。

<農林漁業振興資金貸付金に係る債権整理について>

1 監査対象機関

環境農林水産部（農政室農業協同組合課）

2 委員意見

同和地区農林漁業振興資金貸付金に係る債権回収事務については、償還期限より20年以上が経過しているが償還が遅々として進まず、費用対効果の観点からも非常に効率が悪い状況となっているため、時効が完成しているものは不納欠損処理を行うなど、早期に法的処理を含めた債権整理を進められたい。(平成16年度)

3 措置の状況

(債権回収について)

当該貸付金については、債権の保全を図るべく、積極的な債権回収に努めた結果、元利・延滞金を合わせた歳入総額は、平成16年度は948,438円、平成17年度は3,458,979円、平成18年度は2,916,542円、平成19年度は2月末現在で2,926,877円の回収となり、対15年度(524,000円)比でそれぞれ、81%増、560%増、457%増、459%増となりました。

(債権整理について)

当該貸付金の抜本的な債権整理を進めるべく、平成16年度に個々の全債務者(166件)について、居住確認調査を実施しました。その時点では、27件が行方不明でありましたが、その後の追跡調査の結果、5件(平成20年2月末現在)まで減少しました。

また、主債務者等から民法第167条第1号に基づく時効援用の申立のあったものについて、16年度に1件1,207,910円、17年度に17件8,800,806円、18年度に41件20,790,758円、19年度に8件5,871,128円(平成20年2月末現在)の不納欠損の整理を行いました。

これらのことから、現在の管理債権数は77件となりました。

<試験研究の成果について>

1 監査対象機関

食とみどりの総合技術センター

2 委員意見

試験研究の成果について、どの程度利用されたかは十分に検証されていない。今後、試験研究業務の有効性、効率性を高めていくため、追跡調査を行うなど、その活用状況を把握するよう努めるとともに、府民に分かりやすく効果的なPRに取り組まれない。(平成17年度)

3 措置の状況

(試験研究成果の活用状況の把握について)

平成19年度から新機関(大阪府環境農林水産総合研究所)として「研究課題評価」を本格実施しています。

試験研究業務の有効性、効率性を一層高めるため、平成19年8月6日に第1回、同年10月5日に第2回研究アドバイザリー委員会を開催し、試験研究課題の事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価を行いました。

(試験研究成果の効果的なPRについて)

新機関発足後、府民向けの環境農林水産総合研究所ニュース(0-Reaf)を定期的に発行しています。平成19年度は、定期刊行6号、臨時刊行3号を発行しました。

また、府民向けの分かりやすい報告書の作成やセミナー・啓発イベントを計画的に開催することなどにより、成果の普及に向けた効果的なPRを実施しました。

<府営林のあり方について>

1 監査対象機関

北部農と緑の総合事務所

2 委員意見

北部農と緑の総合事務所では、府営林について、府行分収造林契約終了後、売却環境が厳しいにもかかわらず契約の更新等を行っている。

今後、府行分収造林契約が終了するもの等が多数でてくるが、経費支出を抑制する観点から、契約終了後、安易に契約更新や府行保全林として契約することなく、府民との協働の森づくりや企業参加による森づくり(アドプトフォレスト制度)を推進する等森林の保全を図る方策

を幅広く検討されたい。(なお、この意見は環境農林水産部に係る意見ともする。)(平成18年度)

3 措置の状況

措置した機関：北部農と緑の総合事務所

(契約終了後の措置について)

契約期間満了後は、原則として更新はしません。ただし、森林機能の保全を図るため次の観点で検討します。

- (1) 契約終了時に立木を評価し、収益が見込まれるが、跡地の裸地化が懸念される場合は、皆伐でなく択伐を行い分収をする。この場合、択伐が終了するまでの一定期間、契約期間の延長を行う。
- (2) 収益が見込めない場合は伐採をしないで契約を解除する。
- (3) 契約終了後において、荒廃が懸念されるものについて次の方策で対処していく。

上記(3)にかかる具体策として、現在、事務所では、次のような取組を推進しています。

- ・ 保安林指定による森林保全を図るため森林所有者へ保安林の指定に向けた説明の実施
- ・ その他アドプトフォレスト等の多様な主体の参画による森づくりによって支援を行うため別添計画書により、土地所有者である財産区や能勢町に対する働きかけの実施

措置した機関：環境農林水産部(みどり・都市環境室森林課)

(契約終了後の措置について)

府行分収造林は森林資源の造成を主たる目的としていますが、現在ではその経営は木材価格の低迷、人件費の高騰等により経済的に成立し難くなっています。

しかしながら、自然環境の保全や緑地保全を目的としたものがあることから、契約終了後も健全な森林として維持できるかどうか見極めつつ、契約終了後の措置について下記のとおり対応します。

- ・ 契約期間満了後は、原則として更新しない。ただし、森林機能の保全を図るため次のとおり検討する。
- (1) 契約終了時に立木を評価し、収益が見込まれるが、跡地の裸地化が懸念される場合は、皆伐でなく択伐を行い分収する。この場合、択伐が終了するまでの一定期間、契約期間の延長を行う。
 - (2) 収益が見込めない場合は、伐採をしないで契約を解除する。
 - (3) 契約終了後の、森林の保全管理の保続のため、保安林指定による森林保全、多様な主体が参画できる森づくり(アドプトフォレスト制度等)の導入等対策を検討する。

<廃川・廃道敷等の未利用地の売り払いについて>

1 監査対象機関

富田林土木事務所

2 委員意見

廃川・廃道敷等の未利用地の売払いによる歳入の確保は、行財政計画(案)に基づく重要な取組となっているが、廃川・廃道敷となり得る土

地の現況把握が十分であるとはいえないため、計画的な調査を実施するなど、このような土地の全体的な把握に努められたい。

また、現時点で判明しているものについても、所在地、面積、廃川・廃道に係る手続きの進捗状況等売払いに向けた情報の整理が不十分であるため、一定の様式によりデータを整理するなど、現況が常に明らかになるようにするとともに、売払いに向け廃川・廃道に係る手続きの計画的な促進を図られたい。（なお、この意見は土木部に係る意見ともする。）（平成16年度）

3 措置の状況

措置した機関：都市整備部（用地室）、富田林土木事務所

（未利用地の把握）

土地の現況把握を進めるため、本府自らが計画的に境界確定を行うこととし、平成18年度には3路線、2河川、のべ延長約8.1キロメートル、平成19年度には4路線、3河川、延べ延長約5.2キロメートルのモデル事業を実施しました。これにより、新たな未利用地13箇所、面積で約2,900平方メートルが判明する等の成果があがっており、今後も取組を継続する予定です。

また、平成19年度も、引き続き富田林土木事務所管内の河川及び道路の未利用地について鋭意調査を進め、廃川・廃道敷となり得る土地の全体的な把握を行い、下記の未利用地について、普通財産台帳に登載のうえ、売払いを行いました。（平成20年1月末現在）

廃川敷 6件 393.02平方メートル

廃道敷 6件 546.03平方メートル

（統一様式によるデータ整理・手続の計画的な促進について）

平成17年度に未利用地データの様式を統一したことに加え、平成19年度にはデータベース化を行い、データ整理を行いました。また、平成17年度に各事務所に「未利用地処理推進会議」を設置、平成19年度においては都市整備部内に「財産管理のあり方検討会」を設置するなど、関係グループが参画するプロジェクト方式によって、事務所全体の取組とし、計画的な促進体制を整備しました。

これまで比較的売れやすい物件から処分してきており、面積狭小地などの物件が残る中、緊急取組期間（平成17～19年度）の処分実績は、集中取組期間（平成14～16年度）の契約件数、処分面積を上回るものとなりました。

今後とも、公共の用に供する予定のない未利用地については、速やかに廃川・廃道に係る手続を進め、府名義となった未利用地については、売払の促進が図られるよう努めます。

<道路区域内の占用許可について>

1 監査対象機関

土木部（交通道路室）、7土木事務所

2 委員意見

道路区域内にある電柱・電話柱に添加広告看板を設置しようとする者は、道路を管理する土木事務所長に占用許可申請を行い、許可を受ける必要がある。この申請・許可状況について実地調査を行ったところ、無許可で設置されているもの、あるいは許可があっても「大阪府道路占用許可基準」に適合しないものが多数認められた。

このため、無許可、許可基準不適合と判明したものについては是正措置を講じるとともに、管理路線の現状把握を行い、添加広告看板の占

用許可の業務方法全般にわたって改善を検討されたい。（平成17年度）

3 措置の状況

（管理路線の現状把握及び不適合物件等の是正について）

無許可、基準不適合の物件に関しては、占用事業者に対して改善実施計画（実施期間：平成18～21年度）の提出を求め、計画に基づき路線ごとに順次適正化を図ることとしました。なお、同計画に基づき、平成18年度分及び平成19年度分の改善実施状況について、平成19年8月、12月に報告を受けました。

（添加看板の占用許可の業務方法の改善について）

許可申請に当たっては市町村及び路線ごとに行うよう、また、新設や廃止など許可内容に変更があった場合にはその都度申請を行うよう、指導しました。

また、審査の適正化を図るとともに、その後の現地確認等を容易にするため、申請時に電柱及び電柱番号の記載やその箇所図及び写真の添付を求めるなどの改善を行いました。この改善について、各土木事務所へ周知し、その事務の徹底を図るとともに、占用事業者に対しても通知を行いました。

<河川区域内の占用許可について>

1 監査対象機関

土木部（河川室）、7土木事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所

2 委員意見

河川区域内の土地の占用許可状況について実地調査を行ったところ、「河川敷地占用許可準則」に適合しないもの、許可内容と現地の状況が異なるものがあったため、所要の是正措置を講じるとともに、準則適合状況を把握し、準則に則った適正な管理に向けて改善策を検討されたい。

また、河川管理上不要と考えられる土地について、廃川手続を行うことなく占用許可を継続しているものがあったので、河川区域内の占用許可の再確認を計画的に進めるとともに、処分に向けての処理促進を図られたい。（平成17年度）

3 措置の状況

（占用許可の再確認について）

占用許可の実態を調査するため、平成18年度から平成19年度にかけて、公的・公共的団体を除いた個人や民間企業等に対する占用許可のうち、目視で確認できるもの約1,500件について、現地確認を行いました。

（適正な管理について）

準則に則った適正な管理のため、パトロール体制の充実に努めるとともに、許可更新時に現場写真の添付を求めるよう、各事務所に周知し、事務の徹底を図りました。

<公園内の売店等の設置・管理許可について>

1 監査対象機関

土木部（公園課）、北部公園事務所、南部公園事務所、臨海公園事務所

2 委員意見

府営公園における売店、自動販売機の設置・管理許可について実地調査を行ったところ、許可面積の取扱いにばらつきがみられるので、全公園の実態を把握した上で、統一した基準を策定されたい。

また、許可面積と実際の使用面積が異なるものなど、管理の不適切なものが散見されるので、これらについては是正措置を講じられたい。（平成17年度）

3 措置の状況

措置した機関：都市整備部（公園課）・6土木事務所（茨木土木事務所を除く）

（許可範囲等の取扱いの基準策定について）

土木事務所において、全公園の売店・自動販売機の許可（設置許可69件、管理許可26件）を対象に、設置許可の許可面積の取扱い及び許可面積と実際の使用面積の相違状況について、調査を行いました。

その結果、設置許可の許可面積の取扱いについては、建築物等投影面積によるものが57件、建築物投影面積以下によるものが5件、建築物外周の土間コンクリート等を含むものが7件でした。この状況を踏まえ、府営公園において設置・管理許可する場合の面積等の取扱いについて、建築物等の水平投影面積によるもの統一した基準を定め、平成19年1月に各土木事務所に通知しました。

（是正措置の必要な許可物件について）

基準と取扱いが異なっていた12件については、各土木事務所から指導を行い、このうち11件を是正しました。

また、許可面積と実際の使用面積が相違するものが、平成17年度監査での判明分を含め13件あり、12件を是正しました。さらに、休憩所機能を阻害していた物件についても、是正の必要な4件をすべて是正しました。

< 廃川予定地の売払いの促進について >

1 監査対象機関

池田土木事務所

2 委員意見

豊中市内の千里川左岸河川敷については、これまでの間、隣接土地所有者13名のうち7名には売払いに向けた占用許可を行い、毎年河川占用料を徴収しているが、残り6名については占用手続がなされていない状態で使用されている。

廃川・廃道敷等の未利用地の売払いによる歳入の確保は、行財政計画に基づく重要な取組となっていることから、早急に占用状態の適正化を図るとともに、廃川等の手続を進めるなど土地の売払いに努められたい。（平成17年度）

3 措置の状況

（廃川敷地の売払いについて）

廃川等の手続については、測量、境界明示、関係機関との協議を行い、平成18年5月23日に廃川告示を完了しました。

また、廃川告示から10か月の河川管理期間を経て、平成19年4月18日に国から廃川敷地の譲与を受けました。

これらの手続と並行して、隣地土地所有者と売払交渉を行った結果、平成19年8月29日までに全員と土地売買契約を締結し、廃川敷地の売払いを完了しました。

<放置艇・不法係留船等の解消について>

1 監査対象機関

都市整備部（河川室、港湾局）

2 委員意見

「大阪府プレジャーボート対策要綱」（平成6年度制定）は、総トン数5トン未満のプレジャーボートの大阪府への届出制度を定めているが、「小型船舶の登録等に関する法律」（平成14年度施行）により同20トン未満の船舶の登録制度が開始されたことに伴い、法を踏まえ要綱の整備を行うなど、府内の港湾・河川における放置艇・不法係留船の解消に向けた取組を進められたい。

また、堺旧港において、長年占用許可なく船舶係留施設が設置されているため、その解消に向けて早急に取組を進められたい。（平成18年度）

3 措置の状況

（堺旧港における不法占拠解消の取組）

水域の活用や景観への配慮といった観点や、堺市や地元の意見を踏まえながら、プレジャーボートの暫定的な係留保管場所の水域占用許可を行いました。これにより、堺旧港における不法占拠は解消しました。

<事務所名称変更準備の経費支出について>

1 監査対象機関

都市整備部（都市整備総務課）、7土木事務所

2 委員意見

都市整備部では、平成18年度当初に「土木事務所」を「地域整備事務所」へ名称変更することを見込んで、府議会平成18年2月定例会における所要の条例改正の議決前に「地域整備事務所」の名称が入った公印、封筒等の発注を行っていたが、同定例会では「土木事務所」の名称を存続する内容で条例案が修正・可決されたところである。今後、組織名称変更に伴う各種準備行為を行うに当たっては、適切な事務執行を図るため、議決時期や公報掲載スケジュールを見極めつつ組織等を所管する総務部と十分な調整を行うとともに、業者との契約時期・方法等を十分に検討した上で慎重に進められたい。

また、これらの物品については有効利用することとされているところであるので、その徹底を図られたい。（平成18年度）

3 措置の状況

（物品の有効利用）

「地域整備事務所」の名称が入った公印や封筒等については、名称を修正するなどして有効利用することとしており、改刻による公印素材の活用や封筒の利用など、各土木事務所において順次利用を進めました。

今後とも、利用状況について各事務所から定期的に報告を受けるなど、有効利用の徹底を図ります。

また、今後組織名称変更に伴う各種準備行為については、総務部と十分な調整を行うとともに、契約時期や方法等について十分留意及び検討しながら慎重に進めます。

<木造住宅等の建替促進について>

1 監査対象機関

建築都市部（住宅経営室）

2 委員意見

平成14年2月に策定した「大阪府府営住宅ストック総合活用計画」において、平成22年度までの計画期間中に合計16,200戸の府営住宅の建替えを目標量として設定している。

特に古くなった住宅の建替えについては、その効率化とスピードアップを図ることが喫緊の課題となっており、建替えについて同意の取れていない2団地に関しては、現計画期間を踏まえ速やかに事業着手できるよう、取組を一層強化されたい。（平成17年度）

3 措置の状況

（守口寺方住宅について）

- ・ 平成19年6月から平成20年2月にかけて、自治会役員に対し、建替事業を推進することへの理解を求め協議を行いました。
- ・ 平成19年6月から平成20年3月にかけて現況測量・境界確定を、平成20年2月から3月にかけて地質調査を実施しました。

（羽曳野古市住宅について）

- ・ 開発に係る道路整備計画の基本的な考え方について、地元市と合意に達しました。
- ・ 平成19年12月から平成20年3月にかけて基本計画を策定しました。

<府営住宅のエレベーター保守点検業務委託について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部（住宅経営室）

2 委員意見

府営住宅に設置されているエレベーターについては、府から府営住宅の管理を受託している大阪府住宅供給公社が、当初よりエレベーター製造業者又はその系列業者と随意契約による保守点検契約を行っている。しかしながら、各部局においては、随意契約から競争入札への変更、価格交渉など、契約の見直しが図られている。

そこで、今後の契約締結に際しては、安全性の確保に十分配慮しつつ、競争原理を働かせコスト縮減が図られるよう、契約方法及び契約内容の見直しの検討について、大阪府住宅供給公社に働きかけられたい。（平成18年度）

3 措置の状況

大阪府住宅供給公社に大阪府が参画した「昇降機保守点検委託契約方法検討会議」を設置し、安全性を確保した上で、コスト縮減を図れるよう検討を行い、以下の改善を実施させ、一定のコスト縮減が図られました。

- ・ 安全性の確保について

事故防止に努めるよう、修繕、故障等記録のデータベース化によるエレベーターの故障状況の把握とともに、保守点検業者や大阪府とのより密接な連絡体制の確保。

- ・ コスト縮減について

遠隔監視装置付エレベーター定期点検回数の見直し（月2回を月1回）と比較見積や価格交渉による契約単価の見直しを行い、平成19年度契約において約169百万円（約21.4%）のコスト縮減。

- ・ 契約方法の見直しについて

フルメンテナンス契約とPOG契約のコスト比較の結果、維持管理期間が10年程度の場合はPOG契約、15年を超える場合はフルメンテナンス契約が有利であるという結果から一部団地を除き、フルメンテナンス契約を採用。

<府営住宅の払下げ残地や分譲住宅残地について>

- 1 監査対象機関

住宅まちづくり部（住宅整備課）

- 2 委員意見

住宅まちづくり部が所管している府営住宅の払下げ残地や分譲住宅残地については、分譲事業等の終結から既に40年以上が経過しており、一定の整理が必要である。

今後、大阪府内に点在する分譲残地等の実態を正確に把握した上、処分等の方針を検討されたい。（平成19年度）

- 3 措置の状況

（分譲残地等の処分）

分譲残地の一部において、土地境界協議を終えて地元市との譲渡交渉を進め、平成20年3月までに引継ぎを行うこととしました。